

2017 年度
ジェトロ・イノベーション・プログラムのご案内



出展イベントは予定であり変更する場合があります。

JETRO

2017年度 ジェトロ・イノベーション・プログラムのご案内

ジェトロ・イノベーション・プログラム（以下、JIP）では、イノベーティブな技術・ビジネスモデルを有する中堅・中小企業の方々に対して、

- ・短期集中型のビジネスモデル構築研修「Boot Camp」
- ・現地専門家によるメンタリング「Mentoring」
- ・ビジネスパートナー発掘（ピッチ、商談会）「Partnering Event」等の海外展開支援メニューを提供します。





イノベーティブな次世代技術を有する中小・ベンチャー企業から、社内に埋もれている特許・知的財産（以下、IP）を活用したい中堅企業まで、幅広いご応募をお待ちしております。

プログラム対象企業

- イノベーティブな技術・製品・ビジネスモデルを有する中堅・中小企業
- 知的財産を活用した海外展開を志向する中堅・中小企業

こんな方に最適です

- ・次世代技術（フィンテックやIoT等）で知的財産を有し、世界を相手に勝負したい中小・ベンチャー企業
- ・製造業やサービス業などあらゆる業種において、社内で生まれた知的財産、アイデアの活用方法が分からない中堅・中小企業

対象地域		主な対象業種/企業数	BD 研修	マッチング
米国 シリコンバレー		イノベーティブな 技術を有する全業種 24社	7月上旬 7月中旬	9月
アラブ首長国連邦 ドバイ		IT（IoT、情報通信機器、 VR/AR、フィンテック他） 10社程度	8月	10月
シンガポール		フィンテック企業 10社程度	9月	11月
中国 深圳		調整中	調整中	調整中

プログラム概要

ジェトロ・イノベーション・プログラムは、海外展開に必要なビジネスモデル構築支援と知的財産構築支援に重きをおいたプログラムです。海外における個別メンタリングやビジネスマッチングに参加するためにはビジネス・ディプロップメント研修の受講が必須となります。



BootCamp 講義



BootCamp 個別面談



ジェトロ主催ピッチ

【国内プログラム】

	プログラム	期間	参加費
1	ビジネス・ディベロップメント研修 <i>Boot Camp</i>	1-4 日間	無料
2	知的財産活用研修 <i>IP Seminar / Mentoring</i>	研修 半日間 メンター 随時	無料

【海外プログラム】

	プログラム	期間	参加費
3	メンタリングサービス (※1) <i>Mentoring</i>	随時	無料
4	ビジネスマッチングイベント ○ ジャパンパビリオン出展 ○ ジェトロ主催ピッチ ○ 商談会、ネットワーキング <i>Partnering Event</i>	1日~1週間程度	有料
5	情報発信・ネットワーキング <i>Networking</i>	※	※

※1 ビジネスマッチングイベントや地域に応じて、アクセラレーター等と提携したメンタリングサービスを提供します。国内でのスカイプ面談など、海外渡航前からご利用いただける場合もあります。

※2 国内・海外で開催されるイノベーション関連のセミナー・展示にて、御社の技術・ビジネスモデルの情報発信を行います。

無料

1. ビジネス・ディベロップメント研修

短期間集中型企業家育成プログラム「Boot Camp」

経営・マーケティング戦略、資金調達戦略、知的財産戦略、ピッチ練習等をテーマとした双方向型の2～4日間にわたる集中講座です。各プログラム開催地域から現地ビジネス環境に精通したメンター（専門家）をお迎えします。また、貴社のビジネスモデルを理解し、貴社に適したメンターやパートナーをご紹介するための個別面談も実施します（※対象地域により内容は異なります）。

【概要】

対象地域	開催日程	開催場所（※）	定員	言語
米国 シリコンバレー	7月11日（火）～14日（金）	東京	12社程度	英語
	7月18日（火）～21日（金）	東京	12社程度	英語
アラブ首長国連邦 ドバイ	8月21日（月）、22日（火） 2日間	東京	10社程度	英語
シンガポール	9月11日（月）、12日（火） 2日間	東京	10社程度	英語
中国 深セン	調整中	大阪	調整中	英語

※ 東京：ジェトロ本部（東京）もしくは 都内の会議室 ジェトロ本部 www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html
大阪：ジェトロ大阪本部 もしくは 府内の会議室 ジェトロ大阪本部 www.jetro.go.jp/jetro/japan/osaka.html

【参加対象者】

1. 選考（書類審査）に合格された方
2. プログラムに全日程ご参加可能な方（全日程）
3. 英語でのビジネスコミュニケーションが可能な方（※中国・深センプログラムは調整中）
4. 対象地域に渡航し、以下のプログラムを予定されている方
 - ・メンタリングサービスを活用し、現地でのビジネス展開（商談、製品・サービスの販売等）を目指している方
 - ・ジェトロが主催するビジネスマッチングイベントに参加される方



【マーケティング講座】



【メンターとのビジネスモデル構築】

無料

2. 知的財産活用研修

知的財産に関する情報提供やコンサルティングを行う独立行政法人 工業所有権情報・研修館（以下、INPIT：<http://www.inpit.go.jp/>）から知的財産プロデューサーをお招きして、各プログラム開催地域に適した知財に関する講義をしていただきます。またご希望に応じて、知的財産専門家によるメンタリングサービスを提供します。

【セミナー】 「1. ビジネス・ディプロップメント研修」にあわせて実施します
※開催日程・場所は上記「1. ビジネス・ディプロップメント研修」参照

【メンタリング】 随時

Mentoring

無料

3. 個別メンタリング

Boot Camp 中に実施する個別面談を踏まえて、貴社の海外ビジネス展開プランに応じ最適な専属メンターを選出し、ご紹介します。メンターと日時を決め、渡航前後の Skype による面談や、渡航滞在時に面談を設定し、積極的にアドバイスを受けてください。

詳細は各地域の「個別プログラム案内書」をご覧ください。

面談内容例：

- ・ビジネスモデルの再構築
- ・新規顧客開拓
- ・戦略的パートナー候補の発掘
- ・資金調達

【概要】

費用：無料

利用条件：各地域の「個別プログラム案内書」に記載

アクセラレーターメンタリング（シリコンバレープログラムのみ）7月末～1月下旬

ジェトロが提携するアクセラレーターが貴社専属のメンター用意し、シリコンバレー・米国でのビジネスモデル構築やパートナー紹介を行います。詳細は「個別プログラム案内書 Silicon Valley Program」をご覧ください。

有料

4. ビジネスマッチングイベント

米国・シリコンバレー

Silicon Valley



ジャパンパビリオン「Disrupt SF」
2017年9月18日（月）～20日（水）
サンフランシスコ



DisruptSFはスタートアップの登竜門として、全世界から注目を集める知名度の高いイベントです。ジェトロのジャパンパビリオン内にブース出展することで、来場する投資家や大企業の調達関係者等、幅広い人脈とのビジネスネットワーク構築ができます。



- メンタリングを活用し、入念な商談準備が可能です。
- ジャパンパビリオンでは3日間出展することができます。
※単独出展では、1日間しか出展できません。
- 割安コストで大企業の調達関係者やVCにリーチできます。
※単独出展に比べ、コストを半分に抑えることが可能です。

日時：2017年9月18日（月）～20日（水）

開催場所：米国・サンフランシスコ

参加費：未定 ※2016年度 90,000円（補助金適用後の割引料金）

現地までの渡航費、滞在費は参加企業様の負担となります。

【参加対象者】シリコンバレープログラムに応募・選考に通過し、ビジネス・ディプロップメント研修・知的財産研修（シリコンバレー版）を受講された企業

ピッチ/ビジネスマッチング「TechMatch」

2017年9月21日（木）～22日（金）

サンフランシスコ・シリコンバレー



ジェトロが現地アクセラレーターと提携して開催するピッチ、ビジネスマッチングイベント（招待制：クローズド）です。大企業の調達担当者やライセンス候補先、ビジネスパートナー候補先、投資家（エンジェル、VC）等、約50人～100人の参加者の前でピッチを行った後、個別商談会を開催します。参加企業の業種に応じたネットワーキングの機会を提供します。

日時：2017年9月21日（木）、22日（金）（予定）

※直前ピッチトレーニングは9月15日（金）（予定）

開催場所：米国 サンフランシスコ、シリコンバレー

参加費：未定 ※2016年度 45,000円（補助金適用後の割引料金）

現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です。

【参加対象者】シリコンバレープログラムに応募・選考に通過し、ビジネス・ディプロップメント研修・知的財産研修（シリコンバレー版）を受講された企業

ドバイ

Dubai



ジャパンパビリオン「GITEX」
2017年10月8日（日）～12日（木）
ドバイ



2017年で37回目となるGITEXは、ドバイで開催される中東アフリカ・南アジア地域最大規模の情報通信関連展示会で、世界中から14万7千人（2016年実績）が来訪する大規模展示会です。同展示会はスタートアップ分野に注力しており、ピッチイベントも開催されるなど、資金調達やネットワーク構築を希望するスタートアップ企業には最適な展示会となっています。

日時：2017年10月8日（日）～12日（木）

場所：ドバイ

参加費：95,000円（予定） ※現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です。

対象分野：情報関連技術全般（IT）

（AR/VR、教育、ヘルスケア、AI、Fintech、ロジスティック、セキュリティー、
ロボット、ワイヤレス・ネットワーク、ビッグデータ、モバイル、スマートカード、
ソフトウェア、3Dプリンター）

【参加対象者】ドバイプログラムに応募・選考に通過し、ビジネス・ディプロップメント研修
知的財産研修（ドバイ版）を受講された方

シンガポール

Singapore



ジャパンパビリオン「Singapore Fintech Festival」
2017年11月14日（火）～16日（木）
シンガポール



Fintech Festivalは、シンガポール通貨金融庁（MAS）が開催するフィンテック関連技術に特化したイベントです。シンガポール知的財産庁が日本国特許庁との知的財産に関する協力覚書を締結するなど、知財ビジネスを行う環境も整備されつつあります。シンガポールをゲートウェーとして貴社のアジア展開を目指すべく、本プログラムを是非ご活用ください。

日時：2017年11月14日（火）～16日（木）

※前後に視察、交流会、ビジネスマッチング等のイベントを実施予定です。

開催場所：シンガポール

参加費：未定 ※現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です。

対象分野：フィンテック関連技術

（金融向けIoT技術、認証システム、バイオメトリックス、センサー
クラウドコンピューティング、人工知能、電子・モバイル決済システム
ビッグデータ、API、サイバーセキュリティー、ブロックチェーンなど）

【参加対象者】シンガポールプログラムに応募・選考に通過し、ビジネス・ディプロップメント
研修・知的財産研修（シンガポール版）を受講された企業



今秋実施予定具体的なスケジュールが確定次第、掲載します。

お申込みについて

- 1) 応募および選考方法
- 2) 事業実施期間
- 3) ご利用条件
- 4) 免責事項
- 5) 秘密保持・個人情報について
- 6) 知的財産権保護について
- 7) ジェトロ・メンバーズ割引のご案内
- 8) お問い合わせ

1) 応募および選考方法

【応募資格】

1. 中堅・中小企業であること。

※中小企業の定義は、中小企業庁「中小企業・小規模企業者の定義」をご参照ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

※ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という）。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

※中堅企業とは、上記で定める中小企業以外のもののうち、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者およびそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業者の利益となる事業を営む者）をいう。

2. 本事業に応募する対象となる技術またはビジネスモデルに関連する日本国内特許、実用新案または意匠を取得済み、あるいは出願済みであること。かつ、事業実施対象国で、ビジネス展開において該当する産業財産権を保有、もしくは出願している、あるいは今後出願を予定していること。技術流出・漏洩に備えた対策が必要となる場合、的確に対応できること。

※中堅・中小企業が、他企業の保有する産業財産権を活用する目的で本事業に参加する場合、当該産業財産権の実施権の実施許諾を得ていること。詳しくはお問い合わせ下さい。

3. 流暢でなくとも、英語でビジネスコミュニケーションが可能であること。

4. 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

反社会的勢力の定義およびジェトロの対応方針は、独立行政法人日本貿易振興機構規程第72号「反社会的勢力への対応に関する規程」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf)によります。

5. 以下の企業によるご応募はお断りします。

- (1) 国内外の法令に反する業務を行っている企業
- (2) 公序良俗に反する業務を行っている企業

【応募方法】 ジェトロウェブ応募ページから必要資料をダウンロードし、ご応募ください。
応募ページ：<https://www.jetro.go.jp/services/innovation/>

<申込書類：必須>

No.	書類名	提出方法
1	日本発知財活用ビジネス化支援事業申請書	郵送（捺印済み原本）
2	ご利用条件・同意書兼誓約書	郵送（捺印済み原本）
3	商業登記簿謄本（提出日から3ヵ月以内に発行したもの）	郵送（原本）
4	JETRO Innovation Program 参加申込書	Word 書式 E-mail 添付
5	決算報告書（直近3ヵ年度） （貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）	E-mail 添付もしくは郵送
6	役員名簿	E-mail 添付もしくは郵送
7	プレゼンスライド（日本語・英語） ※本プログラム参加予定者及び代表取締役、製品開発担当責任者等、業績・経歴等について記載されたスライドを1枚盛り込むこと。	E-mail 添付もしくは郵送

<以下は任意の提出>

No.	書類名	提出方法
8	プレゼン動画（3分程度・英語） ※ご提出は任意ですが、お送りいただいた場合審査点に反映します。	オンラインストレージ、動画投稿ウェブサイト等

※選考通過後、プログラム参加にあたり必要な書類（会社ロゴ等）をご提出いただく場合がございます。

※ドバイプログラムは別途提出書類がございますので、個別プログラム案内書をご確認ください。

【選考基準】

1. イノベーティブな技術・製品・ビジネスモデルのコアとなる知財を有しているか
2. 知財保護・流出防止対策が取れているか
3. 技術・製品・ビジネスモデルの成熟度が高いか（少なくともアイデアベースでないこと）
4. 技術・製品・ビジネスモデルの市場規模が大きいのか
5. 競合他社の技術・製品・ビジネスモデルに対して優位性を有しているか
6. 技術・製品・ビジネスモデルが参加予定プログラムの対象業種に適しているか
7. 事業計画やビジネスモデルが日本経済に裨益するか
8. チームの製品開発力・マーケティング力が高いか

なお、応募多数の場合は以下の企業を優先させていただきます。

1. ライセンス契約等の知財を活用した事業成果を有しているか
2. 本プログラムへの参加が初めての海外展開に当たるか

2) 事業実施期間

■2018年3月末まで

※本事業は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金（日本発知財活用ビジネス化支援事業）の交付を受けて、ジェトロが実施するものです。

3) ご利用条件

1. 支援業務の範囲

本事業の参加企業（選考に通過した企業）に提供する支援業務は、有料プログラムであるか無料プログラムであるかに関らず、ジェトロおよびメンターが提供できる範囲に限ります。別途、追加調査・手配等が必要な場合は有料サービスをご案内する場合があります。

2. 本事業におけるジェトロの費用負担

- ①現地情報収集・情報提供費用
- ②メンターによるアドバイス費用、ジェトロ職員随行費用
- ③ビジネスマッチング等、各種プログラム運営にかかる費用（有料プログラム参加料分を除く）

3. 参加企業の費用負担

- ①本事業における有料プログラム参加料
- ②渡航費、現地宿泊費、交通費、その他ビジネス活動にかかる経費
- ③ジェトロが委託するメンター以外の、弁護士、会計士等専門家の相談費用
- ④その他上記2. ジェトロの費用負担に含まれない費用

4. 本事業利用において、訪問面談日時・海外出張日程等の確定後、参加企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセルのご連絡を受けた時点でジェトロ側の交通費・航空券のキャンセル料等経費が発生した場合、かかる経費を負担いただきます。

5. 有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為はお断りします。

6. 経済産業省より本事業予算が交付されない場合、あるいは予算額、用途に変更があった場合は、本事業の一部あるいは全部を取りやめる、あるいは事業や参加要件の内容を変更することがあります。

7. 同一対象事業、同一目的で、本事業の補助の他に、国庫による補助・支援を受けることはできません。

8. ビジネスマッチングイベント等への参加について、本事業案内書に定めのない事項については、ジェトロ海外見本市出品要綱に従うものとします。本案内書と「[海外見本市出品要領](#)」で内容が異なる場合には、本案内書の定めが優先します。

9. プログラム審査選考結果に対するご質問には回答を致しかねますので、予めご了承願います。

10. 本プログラムご応募の際は、プログラム全日程に参加可能な代表者を選定の上、円滑な対応をお願いします。

11. 参加企業に対するジェトロの支援期間は、支援開始時に、参加企業、ジェトロ、ジェトロの委託を受けたメンターで協議の上、決定します。ただし、当初設定した支援期間終了後、継続的な支援の必要性をジェトロが認めた場合は、延長可能とします。ただし、以下の場合、設定した支援期間の途中で支援を終了します。

- ①参加要件または選考基準を満たさなくなったときなど、支援企業の状況が変化したとき
- ②同意書の内容に違反した場合
- ③参加企業およびその役員が違法な行為又は違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することがジェトロの信用を毀損する恐れがあるとき。

- 1 2. 事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中および支援終了後に関わらず、ライセンス契約や商談の成約、資金調達の成功、IPO（株式公開）等、ビジネスに進展があった場合報告していただきます。また、支援期間中および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、お断りの上、本事業の成果普及の一助とするため、セミナー、WEBサイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびジェトロの広報活動に利用させていただく場合がございます。
- 1 3. 本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像利用の了承をいただきます。
- 1 4. 本プログラム選考通過時は、ジェトロは広報媒体にて会社名・会社ロゴ等を掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 1 5. 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募、申し込みを無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。

4) 免責事項

1. ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロおよびメンターは万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
2. ジェトロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロおよびメンターは一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、展示会や商談会などのイベント期間中に発生した参加企業に係る携行品盗難・携行品損害、疾病治療費用などについて一切負担できません。
※海外の展示会・イベント等に出展する際、出展準備・後片付けや長時間に渡るブース対応などでケガや病気が起こりやすくなります。海外では日本と比較して治療費・入院費が大変高額となるケースがありますので、不測の事態に備え、100%カバーされ、キャッシュレスで受診することができる海外旅行傷害保険への加入を強くお勧めいたします。クレジットカード等に付帯されている海外旅行傷害保険のみでは金額はカバーされない恐れがありますのでご注意ください。日本との時差、気候の違いを考慮のうえ、体調管理を万全にいただき、ケガ・病気等には十分ご注意ください。
4. ジェトロが面談をアレンジした後で、天災、テロリズム、ストライキその他のジェトロの責任によらない不測の事態や訪問先の都合による直前の面談キャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。その場合、参加企業が手配された渡航費、宿泊費、通訳、移動手段等について参加企業にキャンセル料支払い義務など損害が発生してもジェトロは一切責任を負いません。

5) 秘密保持・個人情報について

1. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報及び法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に行うことなく、これらの情報を本サービスの実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
 - (7) 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報
2. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
3. 本サービスに関わる個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「個人情報保護方針」(<https://www.jetro.go.jp/privacy.html>)に基づき適切に取り扱います。

6) 知的財産権保護について

本事業ご参加にあたっては、日本国内特許、実用新案または意匠を取得済み、あるいは出願していることが資格要件となっておりますが、各種手続きにかかる費用は参加企業負担となります。ジェトロでは、出願費用の助成など各種補助制度を含む知財保護関連サービスを提供しておりますので、ご活用ください。

■模倣品・海賊版被害相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>

■中小企業等外国出願支援事業（外国出願費用の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

■中小企業等模倣品対策支援事業（海外における知的財産権の侵害調査および権利行使費用等の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html

■中小企業等防衛型侵害対策支援事業（海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas

■中小企業商標先行登録調査・相談事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_trademark.html

【知的財産に関する相談】

ジェトロでは、中堅、中小企業、全業種の知的財産権関連相談のワンストップ窓口として専任のアドバイザーを配置しています。面談のほか、電話やメールでのご相談にも無料で対応します。

(URL: <https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>)

ジェトロ本部（東京）知的財産・イノベーション部 知的財産課 TEL: (03) 3582-5198

7) ジェトロ・メンバーズ割引のご案内

有料プログラムにお申込みの際、プログラム参加時点で、ジェトロ・メンバーズに加入されている企業様には、会員特典として参加費の10%を割引致します。ただし、以下を条件とします。

- ・割引料金は会員一口につき、他事業の割引額と合わせ年会費¥75,600を年間割引の上限とします。
- ・割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録した法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限り適用されます。
- ・有料プログラムに参加後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は、本割引を適用できません。なお、ジェトロ・メンバーズの入会の有無が審査に影響することはありません。

ジェトロ・メンバーズのお申込は下記サイトをご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

8) お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）イノベーション促進課

担当: 深澤、吉田、田中井

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL: 03-3582-5770 E-mail: iib@jetro.go.jp

※本プログラムは特許庁「日本発知財活用ビジネス化支援事業」補助金により運営されています。